

## 承認第5号

### 専決処分したものに付き承認を求めることについて

八鹿総合体育館の空調設備工事が完了し、災害時における避難所及び施設利用者の熱中症対策として令和6年6月1日から空調設備の利用を開始したことに伴う養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

## 専決第5号

### 養父市都市公園条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

八鹿総合体育館の空調設備工事が完了し、災害時における避難所及び施設利用者の熱中症対策として令和6年6月1日から空調設備の利用を開始することに伴い、養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を改正する条例を制定する必要があるが生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年5月21日

養父市長 広瀬 栄

## 記

## 養父市条例第 号

### 養父市都市公園条例の一部を改正する条例

養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を改正する条例を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第2（第12条関係）	別表第2（第12条関係）
(略)	(略)
備考 1・2 (略) 3 空調設備を利用することとなった場合は、別に定める料金を納めなければ <u>ならない。</u>	備考 1・2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市都市公園条例第12条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以降に利用のあった施設使用料について適用し、同日前に利用のあった施設使用料については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。